

筑紫野市職員採用試験(保育士)

詳細は、ホームページ・試験案内を確認してください。

● 一次試験日 5月22日(日)

● 試験場所 筑紫野市役所5階会議室(市石崎1-1-1)

● 申込方法

▽電子申請 ホームページから申請
ページへアクセス

▽持参、郵送 申込書と返信用封筒を提出

● 申込期限 5月13日(金)、17時まで

● 試験区分(試験問題の程度)
採用予定人数・受験資格

▽保育士(高校卒程度) 1人・昭和57年4月2日以降に生まれた、保育士資格を有するまたは令和4年6月30日までに資格を取得見込みの人

※地方公務員法第16条に該当する人は受験できません。

● 試験案内配付場所 市役所(総合案内・人事課)、各コミュニティセンターほか。ホームページからダウンロード可。郵送による請求は問い合わせください。

申問 人事課



「ひかり輝く筑紫野市づくり」を担う人材を募集します！

令和3年度下半期

市の財政運営状況

市では、市民の皆さんが納めた税金の使い道や、市の財政がどのようなになっているかを公表しています。今回は、令和3年度の下半期(令和4年3月31日現在)の歳入歳出予算の執行状況を紹介します。

なお、5月31日まで出納整理期間が設けられているため、最終的な決算額とは異なります。詳細はホームページに掲載しています。

問 財政課

- 市民の税負担状況
 - ・令和4年3月31日現在の人口 105,782人
 - ・市民一人あたりの市税負担額 128,608円(市税収入済額136億439万3千円に対する額)
- 財産の現在高
 - ・基金 150億7,889万2千円(令和3年度末見込)
 - 土地、建物については、令和3年度決算確定後に公表します。
- 市債および一時借入金の現在高
 - ・一般会計 250億289万6千円(令和3年度末見込)
 - ・特別会計 7億296万9千円(令和3年度末見込)
 - ・一時借入金(全会計) 0円(令和4年3月31日現在)

会計名	予算現額 A	収入済額 B	収入率 B/A×100	支出済額 C	執行率 C/A×100
一般会計	398億3,155万6千円	360億9,247万1千円	90.6%	318億2,434万8千円	79.9%
国民健康保険事業	100億6,649万6千円	93億1,961万6千円	92.6%	93億5,542万9千円	92.9%
住宅新築資金等貸付事業	2,145万5千円	2,194万9千円	102.3%	253万4千円	11.8%
奨学資金貸与事業	745万8千円	831万8千円	111.5%	513万8千円	68.9%
介護保険事業	70億5,882万7千円	57億8,596万3千円	82.0%	63億2,134万円	89.6%
後期高齢者医療事業	25億2,169万2千円	24億7,132万円	98.0%	24億4,946万2千円	97.1%
筑紫地区介護認定審査会事業	7,069万1千円	7,051万8千円	99.8%	3,893万2千円	55.1%
農業集落排水事業	2億1,763万2千円	3,587万1千円	16.5%	1億8,719万円	86.0%
二日市財産区	335万3千円	319万1千円	95.2%	89万1千円	26.6%
御笠財産区	2,027万8千円	143万6千円	7.1%	45万3千円	2.2%
平等寺山財産区	2,876万7千円	67万9千円	2.4%	141万円	4.9%
合計	598億4,820万5千円	538億1,133万2千円	89.9%	501億8,712万7千円	83.9%

日 日時・期間
場 場所
対 対象
内 内容
定 定員
料 料金
持 持参物
縮 縮切
申 申し込み先

令和4年度

国民健康保険税の変更

国民健康保険税率を改定します

本年度の国民健康保険(国保)税の税率は、国民健康保険の財政運営の状況や今後の見通しを踏まえ、下表のとおり改定となります。

●税率改定の趣旨

国保は、病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるように加入者の皆さんが保険税を出し合い、お互いに助け合う相互扶助の制度です。

平成30年度から国保財政運営の責任主体が都道府県となり、市町村は都道府県に対し国保事業費納付金を納めることになりました。納付金の財源は主に国保税による収入ですが、市の国保財政は赤字が続いており、令和4年度は約1億5500万円の赤字が見込まれます。

そのため、現在の税率では納付金を納めることが困難であることから、国保税を構成する「医療給付分」「後期高齢者支援金分」「介護納付金分」のうち、特に不足している「後期高齢者支援金分」「介護納付金分」の

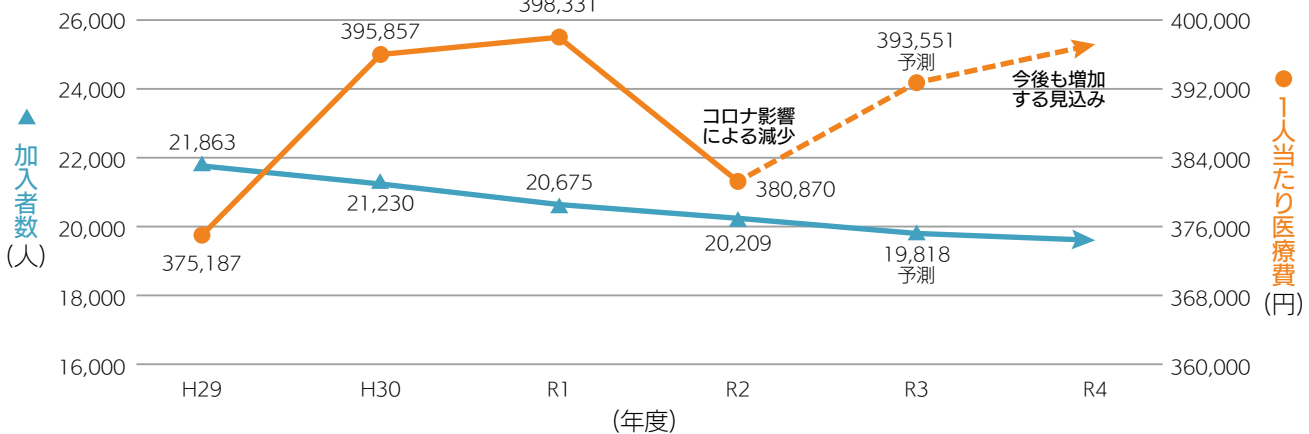
税率を改定します。これら二つは「後期高齢者医療制度」「介護保険制度」を支援するための納付金です。

今後、一人当たりの医療費は、グラフのとおり、一時的にコロナ禍において減少は見られるものの、今後も高齢化による受診頻度の増加や治療費の高額化により増加することが予想されます。

国保の安定した運営や加入者の負担軽減のために、生活習慣の見直しや病気の早期発見・早期治療などの健康管理、ジェネリック医薬品の利用や重複受診を控えるなど医療費抑制の取り組みが必要です。

加入者の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

●「国保加入者数」と「一人当たり医療費」の状況



税率改定の内容 ()内は前年度の税率と金額

	算定基礎	医療給付分の保険税	後期高齢者支援金分の保険税	介護納付金分の保険税(40歳~64歳の人)
所得割額	令和3年中の総所得金額等一控除額(加入者ごと)	7.2% (変更なし)	2.4% (2.1%)	2.68% (1.8%)
均等割額	1人につき	25,000円 (変更なし)	9,100円 (7,500円)	16,700円 (13,000円)
平等割額	1世帯につき	25,000円 (変更なし)	8,600円 (7,500円)	
年間の最高保険税額	1世帯につき	650,000円 (630,000円)	200,000円 (190,000円)	170,000円 (変更なし)

●未就学児一人当たりの軽減後の均等割額(年額)

区分	医療給付分	後期高齢者支援金分	合計
軽減非該当世帯	12,500円	4,550円	17,050円
2割軽減世帯	10,000円	3,640円	13,640円
5割軽減世帯	6,250円	2,275円	8,525円
7割軽減世帯	3,750円	1,365円	5,115円

●未就学児にかかる均等割額の軽減を行います
令和4年度より、子育て世代の経済的負担軽減の観点から、国保に加入している未就学児の均等割額の2分の1を軽減します。所得が少ない世帯への軽減措置(7割、5割、2割軽減)が適用されている場合は、軽減後の均等割額の2分の1が軽減となります。申請は不要です。

●令和4年度の軽減判定所得基準

2割軽減適用世帯	43万円+(52万円×被保険者数※1)+10万円×(給与所得者等※1の数-1)以下の世帯
5割軽減適用世帯	43万円+(28.5万円×被保険者数※1)+10万円×(給与所得者等※2の数-1)以下の世帯
7割軽減適用世帯	43万円+10万円×(給与所得者等※2の数-1)以下の世帯

- ※1 同世帯で国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行した人を含む
 ※2 一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける人
 ※3 加入者に未申告の人がいる場合は軽減の判定ができません。

●所得が少ない世帯は軽減措置があります
世帯主および国保加入者の前年の総所得金額等の合計が国の定める基準所得以下(以下)の世帯については、国保の均等割額、平等割額が軽減されます。申請は不要です。

●特例対象被保険者(非自発的失業者等)に対する保険税の軽減措置があります
国保加入者で、勤めていた会社の倒産、解雇、雇用契約が更新されない、といった理由で離職した人の保険税を一部軽減します。この軽減を受けるには申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

●国保税の納税通知書を送付します
確定申告などで前年中の所得金額の確定に伴い、令和4年度の国保税を決定し、納税通知書を6月中旬に世帯主あてに郵送します。保険税額を確認し、各納期限内に納付をお願いします。

●特別徴収(年金からの天引き)により国保税を納付している世帯には、特別徴収賦課決定通知書を7月中旬に世帯主あてに郵送します

●国保税の納付義務者は世帯主です
住民票上の世帯主が国保加入者ではなくても世帯の中に国保加入者がいれば、世帯主が国保税の納付義務者になります。

問 国保年金課 国保担当